平成２２年（フ）第１３３号
兵庫県伊丹市野間８丁目４番２号
債務者　有限会社ビサージュこと　磯部　　守
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２５号
兵庫県伊丹市荻野３丁目37番地２　第５中村マンション302号、前住所兵庫県伊丹市大野１丁目54番地
債務者　山本　絹枝
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３４号
兵庫県伊丹市中野北４丁目１番８―202号、前住所兵庫県伊丹市寺本１丁目77番地
債務者　北嶋　邦夫
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３５号
兵庫県伊丹市中野北４丁目１番８―202号、前住所兵庫県伊丹市寺本１丁目77番地
債務者　北嶋　公子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２４２号
兵庫県川西市大和東５丁目52番地の11、前住所兵庫県川西市大和東３丁目14番地の16
債務者　瓜生島佐代子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２４５号
兵庫県宝塚市中州１丁目２番24―404号
債務者　中谷　千事
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６８号
兵庫県朝来市山東町楽音寺79番地９
債務者　池本　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
鳥取県鳥取市晩稲197番地　セピアパロス102号、旧住所鳥取県鳥取市気高町宝木1222番地２
債務者　上田　美紀
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２４号
鳥取県岩美郡岩美町大字田後185番地１、旧住所鳥取県鳥取市雲山296番地41
債務者　岡部　俊栄（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６号
鳥取県米子市両三柳4590番地　県住１―101
債務者　廣田　叔朗
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０１号
鳥取県境港市芝町955番地１
債務者　松岡　正実
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７８号
広島県三原市宮沖３丁目１番７号
債務者　細川　清人
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
山口県下関市勝谷新町３丁目１番31号　風間清子方、前住所山口県下関市秋根上町１丁目３番２　201号
債務者　若山　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
山口県下関市秋根北町８番36―207号　金子ハイツ
債務者　川上　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
山口県下関市秋根北町８番36―207号　金子ハイツ
債務者　川上　幸美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
山口県下関市豊田町大字庭田75番地、前住所山口県下関市千鳥ヶ丘町11番11号
債務者　工藤　千鳥（旧姓徳間）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８号
徳島県海部郡海陽町久保字板取243番地313
債務者　川田　英正
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
徳島地方裁判所阿南支部